

静 情 審 第 17 号
平成 18 年 6 月 26 日

静岡県教育委員会 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 17 年 2 月 25 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

障害児教育等関係文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第 141 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県教育委員会は、次のとおり決定すべきである。

- (1) 「教員処分に係る文書一式（平成 14 年、15 年、16 年、免職、停職分のみ）」の開示請求に対して、「処分書」及び「処分事由説明書」を特定し、部分開示とした決定については、「職員事故等報告書」、「事情聴取報告書（高校、盲・聾・養護学校）」、「事情聴取記録（小中学校）」及び「市町村教育委員会内申書」を対象として、改めて開示決定等をすべきである。
- (2) 「特別支援教育コーディネーターを学校の公務として位置づけている学校名、コーディネーターの氏名、障害児教育の経験、その活動内容が記載されている文書」の開示請求に対して、不存在として非開示とした決定については、「学校要覧」を対象として、改めて開示決定等をすべきである。
- (3) 「巡回相談を実施している教師、専門家の専門性に係る資格、職業、経験年数」の開示請求に対して、「巡回指導実施報告書」を特定し、部分開示とした決定については、「履歴書」を対象として、改めて開示決定等をすべきである。
- (4) 「平成 15 年度特別支援教育推進体制モデル事業中間報告書」に記載された調査研究運営会議の委員の氏名及び所属・職名については、開示すべきである。
- (5) 「静岡県障害児(者)支援連携協議会(記録)」に記載された静岡県障害児(者)支援連携協議会の委員の姓は、開示すべきである。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 16 年 12 月 10 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、別表の開示請求に係る公文書の名称又は内容欄に記載した文書の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 平成 16 年 12 月 24 日、実施機関は、異議申立人に対し開示決定等の期間延長を通知した。
- (3) 平成 17 年 1 月 21 日、実施機関は、開示請求のあった文書(以下「本件請求文書」という。)のうち別表の 、 、 、 、 については、実施機関が特定した公文書の名称欄に記載した文書(以下「本件公文書」という。)を特定した上で、実施機関が非開示とした情報欄に掲げる部分は条例第 7 条第 2 号に該当するとの理由で非開示とし、その余は開示するとし、 、 、 、 、 、 、 、 については、文書不存在との理由で非開示とする旨の部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 17 年 1 月 27 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 17 年 1 月 28 日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、作成した文書のみを特定し、取得した文書を特定していない。取得した文書（「非違行為報告書」、「教育委員会意見書」、「校長意見書」、「本人申出書」等）についても、特定すべきである。

(2) 実施機関は、人事院事務総長通知「懲戒処分の公表指針について」や国家公務員倫理審査委員会事務局長通知「国家公務員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の公表指針について」を参考にして、教員処分に係る文書の開示・非開示の判断をすべきである。個人識別情報は原則として非開示にするとしても、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、別途の取り扱いをすべきである。

特定の被処分者が起こした事件によって傷ついた教育委員会等への信頼を回復させるため、事故原因を明らかにし、事故原因を取り除いたということを証明すべきである。

したがって、教員処分に係る文書は、条例第7条第2号但し書ア、イに該当し、全部開示すべきである。

(3) 各教諭の「履歴書」のうち、教諭としての資質、能力、姿勢、関係する資格等は、私的な人に知られたくない情報ではない。学校の教育体制に関する部分は公表が予定されているし、学校経営案は公表されていて、担任名は明らかにされている。養護教諭免許等関係すると思われる資格を公表しても個人の権利利益が侵害されるおそれはないし、どのような人材が学校に在籍しているかを公開することは、児童生徒の学校生活を充実させるために必要である。したがって、学歴（専攻は除く）、生年月日、給与、罰以外は、条例第7条第2号但し書ア、イに該当し、開示すべきである。

(4) 巡回相談員は、特段の能力、見識があるため職務についているので、その氏名は、公表が予定されている情報であり、また、相談事業の評価にも必要であるから、条例第7条第2号但し書ア、イに該当し、開示すべきである。

(5) 別表の 、 、 、 、 、 及び については、以下の理由から実施機関は開示請求に係る公文書を保有していると考ええる。

ア

実施機関が人権教育を実施している以上、特殊学級に在籍する児童生徒の人権に配慮した教育実践記録は存在する。

実施機関が人権啓発資料を作成するときに、市町村教育委員会から実践報告書を手に入れていると考ええる。

イ

県立養護学校教員は、市町村立学校を巡回して情報収集しているはずであるので、特殊学級に在籍する児童に対する指導計画、個別の教育計画、個別の教育支援計画の内容が記載された文書は存在する。

ウ

実施機関は、「専門家チーム・巡回相談・特別支援連携協議会等の構築」という文書を文部科学省に提出している以上、軽度発達障害児の実態を把握しているはずであり、軽度発達障害児の数を記載した文書は存在する。

エ

実施機関は、文部科学省に校内委員会を設置したと回答しているし、市町村教育委員会から学校経営案を入手しているので、校内委員会を設置している学校名、校内委員会の活動が記載されている文書は存在する。

オ

実施機関が、文部科学省に軽度発達障害児の個別の指導計画を作成している学校数を回答している数が0ではないので、軽度発達障害児の個別の指導計画を作成している学校名、作成者氏名、その指導計画書、その報告は存在する。

カ

実施機関は、「個別の指導計画及び個別の教育計画について」の講義を実施し、また、演習の中で指導計画を作成しているので、軽度発達障害児の個別の教育支援計画を作成している学校名、作成者氏名、その個別教育支援計画書、その報告は存在する。

キ

就学指導委員会へ提出される文書のうち、静岡県立養護学校に進学する児童の資料は実施機関へ提出される。就学指導に必要な情報である等の説明をするために作成した文書については、実施機関と市町村教育委員会は協議している。実施機関へ提出する文書の様式を定めているのであれば、その様式が要求する情報の内容が規定されているのだから、保護者から児童の心身状況に関する情報を入手することが必要であると説明をする文書は存在する。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書及び意見陳述で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 「処分書」及び「処分事由説明書」に記載された被処分者の氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる。

また、被処分者の所属校名、処分事由に係る月日、時刻、市町村名、場所等は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。

(2) 各教諭の「履歴書」に記載された氏名、性別、生年月日、学歴、所有免許状、職歴、給与、賞罰等は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報

である。

- (3) 「巡回指導実施報告書」に記載された学習相談員の氏名、印影、住所は、特定の個人を識別することができる情報である。
- (4) 「平成 15 年度特別支援教育推進体制モデル事業中間報告書」に記載された調査研究運営会議の公務員を除く運営委員の氏名、所属・職名は、特定の個人を識別することができる情報である。
- (5) 「静岡県障害児(者)支援連携協議会(記録)」に記載された静岡県障害児(者)支援連携協議会の各委員の氏名は、特定の個人を識別することができる情報である。
- (6) 別表の 、 、 、 、 、 及び については、以下の理由から開示請求に係る公文書を保有していない。

ア 、 共通

特殊学級は市町村立学校に設置されているものであるから、特殊学級に在籍する児童生徒に係る文書を保有しているとすれば市町村教育委員会であり、実施機関は特殊学級に在籍する児童生徒に係る文書は作成しておらず、また市町村教育委員会から取得していない。

(ア)

人権啓発資料は、指導主事が学校訪問等をもとに執筆したものであり、市町村教育委員会からの実践報告書は不存在である。

(イ)

盲・聾・養護学校の教員が市町村立の学校を支援する際、自校の個別の指導計画や個別の教育支援計画の様式を参考例として示すことはあるが、市町村立の学校の個別の指導計画及び個別の教育支援計画を取得することはない。したがって、市町村立学校に在籍する児童に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画について記載した文書は保有していない。

イ 、 、 、 共通

軽度発達障害児は、県立の盲・聾・養護学校の対象ではなく、市町村立学校の対象である。なぜなら盲・聾・養護学校は、軽度発達障害より重い障害児を対象としているからである。したがって、軽度発達障害児に係る文書を保有しているとすれば市町村教育委員会であり、実施機関は軽度発達障害児に係る文書は作成しておらず、また市町村教育委員会から取得していない。

(ア)

実施機関は、「システム構築 専門家チーム・巡回相談・特別支援連携協議会等の構築」という文書を文部科学省に提出しているが、その文書には、各市町村教育委員会、学校ごとの軽度発達障害児の数の記載はない。

軽度発達障害という区分で数を集計していないため、実施機関は、市町村教育委員会、学校ごとの軽度発達障害児の数は把握していない。

また、特別支援教育に関する国の委嘱事業で指定した市町(三島市、島田

市、三ヶ日町)についても、市町ごと、学校ごとの数は把握していない。

(イ)

実施機関は、文部科学省に回答するにあたって、市町村教育委員会から校内委員会を設置した学校の数についてのみ報告を受けており、校内委員会を設置している学校名や校内委員会の活動については報告を受けていない。また、市町村教育委員会に学校経営書の提出は義務付けていない。したがって、校内委員会を設置している学校名や校内委員会の活動について記載した文書は保有していない。

(ウ)

実施機関は、文部科学省に回答するにあたって、市町村教育委員会から軽度発達障害児の個別の指導計画を作成している学校の数についてのみ報告を受けており、軽度発達障害児の個別の指導計画を作成している学校名、作成者氏名、指導計画書及びその報告については報告を受けていない。したがって、軽度発達障害児の個別の指導計画を作成している学校名、作成者氏名、指導計画書及びその報告について記載した文書は保有していない。

国の委嘱事業で指定した市町(三島市、島田市、三ヶ日町)についても、当該市町が把握していて実施機関は取得していない。

(エ)

実施機関は市町村教育委員会から個別の教育支援計画を取得していないため、個別の教育支援計画を作成している学校名、作成者氏名について記載した文書は保有していない。

また、特別支援教育コーディネーターの養成研修では、「個別の指導計画及び個別の教育支援計画について」講義を行い、また、指導計画や支援計画作成の演習を行っている。しかし、それらは、一般的な指導計画や支援計画の作成についてモデル事例を使って研修を行うものであり、実在する特定の児童生徒に関して作成するものではない。したがって、個別の教育支援計画書及びその報告は保有していない。

ウ

静岡県就学指導委員会へ提出する個人表を作成するのは、市町村教育委員会であって、実施機関は、市町村教育委員会から提出を受けている。したがって、個人表の作成に必要な個人情報収集するにあたって、実施機関が保護者へ説明文書を配付することはないので、実施機関は、当該文書を作成しておらず、また市町村教育委員会から取得していない。

エ

実施機関は、静岡県警察本部及び各警察署等と障害児に関する協定等を取り交わしていない。したがって、実施機関と静岡県警察本部及び各警察署等の協定等の文書は作成していない。

(7) 一部の県立学校の「学校要覧」には、平成 16 年度に特別支援教育コーディネ

ーターを校務として位置づけている内容が記載されている。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の性質、内容について

実施機関が文書を特定して部分開示又は非開示の決定を行ったのは、「処分書」、「処分事由説明書」、各教諭の「履歴書」、「巡回指導実施報告書」、「平成 15 年度特別支援教育推進体制モデル事業中間報告書」及び「静岡県障害児（者）支援連携協議会（記録）」である。

ア 「処分書」、「処分事由説明書」（別表 ）

「処分書」及び「処分事由説明書」は、実施機関が地方公務員法第 29 条の規定に基づき職員に対し懲戒処分を行うときに交付する文書である。

「処分書」には、被処分者の所属及び氏名、処分の内容、処分発令日並びに処分者が記載されている。「処分事由説明書」には、処分者、被処分者の所属及び氏名、処分の内容（処分発令日、処分事由説明書交付日、処分の種類及び程度、根拠法令）並びに処分の事由が記載されている。

イ 各教諭の「履歴書」（別表 ）

各教諭の「履歴書」は、静岡県立学校処務規程第 32 条に基づき、職員から提出される文書である。

静岡県立学校処務規程様式第 37 号によれば、「履歴書」には、職員の氏名（改姓した場合は旧氏名と改姓年月日）、性別、生年月日、本籍地、現住所、学歴、資格及び職歴（給与、賞罰を含む）が記載されている。

ウ 「巡回指導実施報告書」（別表 ）

「巡回指導実施報告書」は、「LD、ADHD、高機能自閉症学習支援事業実施要領」第 6 条第 3 項に基づき、市町村が学習相談員（実施機関が LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育的対応について意見の提示や助言を行うために市町村教育委員会へ派遣する者で、公務員ではない。）による巡回指導終了後速やかに作成し、教育事務所に提出するものとされている文書である。

「LD、ADHD、高機能自閉症学習支援事業実施要領」が規定する様式によれば、巡回指導実施報告書には、市町村教育委員会の名称、担当者名、電話番号、学習相談員の氏名、印影、住所、勤務日、勤務時間、単位時間、勤務場所、住所、実施内容・結果及び相談員の意見・感想が記載されている。

エ 「平成 15 年度特別支援教育推進体制モデル事業中間報告書」（別表 ）

「平成 15 年度特別支援教育推進体制モデル事業中間報告書」は、「特別支援教育推進体制モデル事業実施要項」に基づき実施機関が文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長あて提出した文書である。

「平成 15 年度特別支援教育推進体制モデル事業中間報告書」には、推進地域の概要、調査研究運営会議、校内委員会、特別支援教育コーディネータ

一、 専門家チーム、巡回相談、推進地域における取組の普及方策、LD、ADHD、高機能自閉症の定義、判断基準（試案）学校における実態把握の観点（試案）の有効性の検証、効果的な指導方法の検討、各推進地域ごとの整備状況の概要及び都道府県内全体の整備状況の概要が記載されている。

オ 「静岡県障害児（者）支援連携協議会（記録）」（別表 ）

「静岡県障害児（者）支援連携協議会（記録）」は、「静岡県障害児（者）支援連携協議会設置要綱」に基づき設置された協議会の議事録である。

「静岡県障害児（者）支援連携協議会（記録）」には、教育長及び健康福祉部長のあいさつ、趣旨説明並びに協議の概要（各委員の発言の要約）が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

別表の 、 、 、 及び については、実施機関は、非開示とした部分が条例第7条第2号（個人情報）に該当するとして部分開示又は非開示としている。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。（後略）」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

以下、公文書ごとに、実施機関が非開示とした部分が、条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

ア 「処分書」、「処分事由説明書」（別表 ）

実施機関は、被処分者の所属及び氏名並びに処分の事由のうち個人の権利利益を害するおそれがある部分を非開示としたので、これらが条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

被処分者の所属及び氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報である。そして、被処分者の所属及び氏名を公にする慣行は存在しないので、同号ただし書アに該当しない。また、職務の遂行に係る情報ではないので、同号ただし書ウにも該当しないし、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。したがって、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

処分の事由のうち実施機関が個人の権利利益を害するおそれがあるとして非開示とした部分について、当審査会で見分したところ、非開示部分には、被処分

者の起こした事件の被害者の氏名、事件の発生した市町村名、場所、日付等の情報が記載されていた。被害者の氏名はもとより、事件の発生した市町村名、場所、日付等の情報も被害者の特定につながる情報である。したがって、非開示部分は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

イ 各教諭の「履歴書」(別表)

実施機関は、全部を非開示としたので、これが条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

履歴書に記載された職員の氏名(改姓した場合は旧氏名と改姓年月日)、性別、生年月日、本籍地、現住所、学歴、資格及び職歴は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報である。そして、このような職員個人の履歴を公にする慣行は存在しないので、同号ただし書アに該当しない。また、職務の遂行に係る情報ではないので、同号ただし書ウにも該当しないし、同号ただし書イに該当しないことは明らかである。したがって、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

ウ 「巡回指導実施報告書」(別表)

実施機関は、学習相談員の氏名、印影及び住所、実施内容・結果のうち特定の個人を識別することができる部分並びに相談員の意見・感想のうち特定の個人を識別することができる部分を非開示としたので、これらが条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

学習相談員の氏名、印影及び住所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であり、ただし書のいずれにも該当しない。したがって、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

また、実施内容・結果及び相談員の意見・感想のうち実施機関が特定の個人を識別することができるとして非開示とした部分について、当審査会で見分したところ、非開示部分には、児童生徒の氏名、氏名の頭文字、性別、学年、学級等の情報が記載されていた。したがって、非開示部分は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。したがって、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

エ 「平成15年度特別支援教育推進体制モデル事業中間報告書」(別表)

実施機関は、調査研究運営会議の委員のうち公務員以外の委員の氏名及び所属・職名を非開示としたので、これらが条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

調査研究運営会議の委員の氏名及び所属・職名は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報である。

しかし、調査研究運営会議は、誰でも傍聴することができたというのである

から、委員の氏名及び所属・職名は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。したがって、調査研究運営会議の委員の氏名及び所属・職名は、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

オ 「静岡県障害児（者）支援連携協議会（記録）」（別表 ）

実施機関は、静岡県障害児（者）支援連携協議会で発言した委員のうち6名の委員の姓を非開示としたので、これらが条例第7条第2号の非開示情報に該当するか検討する。

静岡県障害児（者）支援連携協議会の委員の姓は、条例第7条第2号本文に規定する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報である。

しかし、静岡県障害児（者）支援連携協議会は、誰でも傍聴することができたというのであるから、委員の姓は、同号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。議事録において発言内容と結びついた形で記載された姓を公にすると、特定の委員が発言した内容が公になるが、静岡県障害児（者）支援連携協議会が公開で行われた以上、特定の委員の発言内容は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

したがって、静岡県障害児（者）支援連携協議会の委員の姓は、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

(3) 公文書の保有について

別表の 、 、 、 、 、 、 及び については、実施機関は、開示請求に係る公文書を保有していないとしているので、この点について検討する。

ア 特殊学級関連文書

及び は、特殊学級に在籍する児童生徒に係る文書である。特殊学級は市町村立学校に設置されているものであるから、特殊学級に在籍する児童生徒に係る文書を保有しているとなれば市町村教育委員会であり、実施機関は特殊学級に在籍する児童生徒に係る文書は作成しておらず、また市町村教育委員会から取得していないため保有していないとの実施機関の説明は、合理的なものとして首肯できるものである。

イ 軽度発達障害児関連文書

、 、 及び は、軽度発達障害児に係る文書である。軽度発達障害児は、県立の盲・聾・養護学校の対象ではなく、市町村立学校の対象である。なぜなら盲・聾・養護学校は、軽度発達障害より重い障害児を対象としているからである。したがって、軽度発達障害児に係る文書を保有しているとなれば市町村教育委員会であり、実施機関は軽度発達障害児に係る文書は作成しておらず、また市町村教育委員会から取得していないため保有していないとの実施機関の説明は、合理的なものとして首肯できるものである。

ウ 特別支援教育コーディネーター関連文書

は、特別支援教育コーディネーターに係る文書である。一部の県立学校の「学校要覧」には、平成 16 年度に特別支援教育コーディネーターを公務として位置づけている内容が記載されている。

したがって、実施機関は、開示請求の対象として特定すべき文書として「学校要覧」を保有していると認められる。

エ 個人情報収集説明文書

は、個人情報収集の際の説明文書である。静岡県就学指導委員会へ提出する個人表を作成するのは、市町村教育委員会であって、実施機関は、市町村教育委員会から提出を受けている。したがって、個人表の作成に必要な個人情報を収集するに当たって、実施機関が保護者へ説明文書を配付することはないので、実施機関は、当該文書を作成しておらず、また市町村教育委員会から取得していないため保有していないとの実施機関の説明は、合理的なものとして首肯できるものである。

オ 協定

は、実施機関と静岡県警察本部等との協定である。実施機関は、静岡県警察本部及び各警察署等と障害児に関する協定等を取り交わしていない。したがって、実施機関と静岡県警察本部及び各警察署等の協定等の文書は作成していないため保有していないとの実施機関の説明は、合理的なものとして首肯できるものである。

(4) 文書の特定について

ア 「教員処分に係る文書一式(平成 14 年、15 年、16 年、免職、停職分のみ)」(別表)

「教員処分に係る文書一式(平成 14 年、15 年、16 年、免職、停職分のみ)」の開示請求に対して、実施機関は、「処分書」及び「処分事由説明書」を特定した。これに対して異議申立人は、それ以外の文書(「非違行為報告書」、「教育委員会意見書」、「校長意見書」、「本人申出書」等)についても、特定すべきであると主張しているため、この点について検討する。

この点について、当審査会で調査したところ、実施機関は、教員処分に係る文書として、本件処分で特定した「処分書」及び「処分事由説明書」のほかに、「職員事故等報告書」、「事情聴取報告書(高校、盲・聾・養護学校)」、「事情聴取記録(小中学校)」、「市町村教育委員会内申書」を保有していることが判明した。したがって、実施機関は、「処分書」及び「処分事由説明書」のほかに、開示請求の対象として特定すべき文書として「職員事故等報告書」、「事情聴取報告書(高校、盲・聾・養護学校)」、「事情聴取記録(小中学校)」、「市町村教育委員会内申書」を保有していると認められる。

イ 「巡回相談を実施している教師、専門家の専門性に係る資格、職業、経過年数」(別表)

「巡回相談を実施している教師、専門家の専門性に係る資格、職業、経過年

数」の開示請求に対して、実施機関は、「巡回指導実施報告書」を特定した。

この点について、当審査会で「巡回指導実施報告書」を見分したところ、「巡回指導実施報告書」には、巡回相談員の資格、職業及び経験年数は記載されていなかった。そこで当審査会で調査したところ、実施機関は、巡回相談員の資格、職業及び経験年数が記載された文書として「履歴書」を保有していることが判明した。したがって、実施機関は、開示請求の対象として特定すべき文書として「履歴書」を保有していると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 異議申立てに係る公文書

番号	開示請求に係る公文書の名称又は内容	実施機関が特定した公文書の名称	実施機関が非開示とした情報
	<p>教員処分に係る文書一式 (平成14年、15年、16年、免職、停職分のみ)</p>	<p>「処分書」 「処分事由説明書」</p>	<p>被処分者の所属及び氏名並びに処分の事由のうち個人の権利利益を害するおそれがある部分</p>
	<p>通常学級を担任する教諭が取得している教育に関する資格(例として、臨床心理士、音楽療養士、作業療養士、言語療養士、社会福祉士) 障害児教育の経験が記載されている文書 (氏名、取得資格、取得年月日、経験年数のうち、経験があり資格を保有している教員分のみ)</p>	<p>各教諭の「履歴書」</p>	<p>全部</p>
	<p>特殊学級に在籍する児童生徒の人権に配慮した教育実践記録</p>		
	<p>特殊学級に在籍する児童に対する指導計画、個別の教育計画、個別の教育支援計画の内容が記載された文書 (実践されているもの、自閉症であると医師の診断を受けている児童の分のみ)</p>		
	<p>軽度発達障害児の数 (各市町村教育委員会、学校毎に医師の診断を受けた児童に限る)</p>		
	<p>軽度発達障害支援体制として、校内委員会を設置している学校名、校内委員会の活動が記載されている文書</p>		
	<p>特別支援教育コーディネーターを学校の公務として位置づけている学校名、コーディネーターの氏名、障害児教育の経験、その活動内容が記載されている文書</p>		
	<p>軽度発達障害児の個別の指導計画を作成している学校名、作成者氏名、その指導計画書、その報告 (医師の診断を受けている児童分のみ)</p>		
	<p>軽度発達障害児の個別の教育支援計画を</p>		

作成している学校名、作成者氏名、その個別教育支援計画書、その報告 (医師の診断を受けている児童分のみ)		
軽度発達障害児の教育支援のための巡回相談を実施している学校名、その活動内容が記載されている文書 (医師の診断を受けている児童分のみ)	「巡回指導実施報告書」	学習相談員の氏名、印影及び住所、実施内容・結果のうち特定の個人を識別することができる部分並びに相談員の意見・感想のうち特定の個人を識別することができる部分
巡回相談を実施している教師、専門家の専門性に係る資格、職業、経験年数		
軽度発達障害児支援のための専門家チームを活用している学校名、専門家チームの氏名、専門性を担保する資格、経歴、その活動内容が記載されている文書	「平成15年度特別支援教育推進体制モデル事業中間報告書」	調査研究運営会議の委員のうち公務員以外の委員の氏名及び所属・職名
静岡県就学指導委員会へ提出する個人表を作成するのに必要とされる個人情報収集にあたって作成した保護者への説明文書		
静岡県警察本部、各警察署等と交わした協定等の文書 (障害児についてのもの、例、行方不明、地震、台風、洪水等の災害時の救助体制、学校侵入、誘拐事件に関するもの、警察からの支援に関するもの)		
特別支援連携協議会の議事録及び、日本自閉症協会静岡県支部との連携内容が記載されている文書 (静岡県教育委員会が文部科学省主催の軽度発達障害部会に提出している資料に記載している協議会をさす)	「静岡県障害児(者)支援連携協議会(記録)」	静岡県障害児(者)支援連携協議会で発言した委員のうち6名の委員の姓

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 17 年 2 月 25 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 4 月 13 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 12 月 19 日	審議、第一部会へ付託	第 180 回
平成 18 年 1 月 25 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 1 月 31 日	第一部会において審議 実施機関の意見陳述を聴取	第 181 回
平成 18 年 2 月 27 日	第一部会において審議	第 182 回
平成 18 年 3 月 2 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 3 月 20 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 3 月 24 日	第一部会において審議	第 183 回
平成 18 年 4 月 3 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 4 月 19 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 4 月 24 日	第一部会において審議	第 184 回
平成 18 年 5 月 29 日	第一部会において審議	第 185 回
平成 18 年 6 月 26 日	第一部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 186 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上野 征洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 181 回～第 186 回
大村 知子	静岡大学 教育学部教授	第 180 回～第 186 回
小野 森男	弁護士	第 180 回～第 186 回
佐藤 登美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 180 回、第 186 回
田中 克志	静岡大学 法科大学院教授	第 180 回、第 186 回
山中 崇弘	静岡新聞社 顧問	第 180 回、第 186 回